

始良市有料広告掲載基準 (平成23年3月1日訓令第3号)

最終改正:平成26年2月18日訓令第4号

改正内容:平成26年2月18日訓令第4号 [平成26年2月18日]

○始良市有料広告掲載基準

平成23年3月1日訓令第3号

改正

平成26年2月18日訓令第4号

始良市有料広告掲載基準

始良市広告掲載基準(平成22年始良市訓令第31号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この基準は、始良市有料広告掲載規則(平成22年始良市規則第12号)第3条の規定に基づき、広告媒体への有料広告掲載に係る基準に関して定めるものであり、有料広告掲載等の可否は、この基準に基づき、始良市有料広告掲載審査会(以下「審査会」という。)において判断を行うものとする。

(有料広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する有料広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(規制する業種又は事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の有料広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当する業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融に関するもの
- (4) たばこに関するもの
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中の事業者

(10) 市の指名停止措置を受けている事業者

(11) 市税等の滞納があるもの

(12) 各種法令に違反しているもの

(13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(規制する広告内容)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

イ 法令で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの

エ 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの

オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わし、不安を与えるおそれのあるもの

ク 社会的に不適切なもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの

イ 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現

ウ 射幸心を著しくあおる表現

- エ 人材募集広告については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守していないもの
 - オ 虚偽の内容を表示するもの
 - カ 法令等で認められていない業種、商法又は商品に係るもの
 - キ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - ク 責任の所在が明確でないもの
 - ケ 広告の内容が明確でないもの
 - コ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力又は犯罪を肯定し、助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの
- (4) その他広告媒体に掲載する有料広告として、不適當であると市長が認めるもの
(その他の掲載基準)

第6条 その他の掲載基準は、別表に定める。

附 則

この基準は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年2月18日訓令第4号）

この訓令は、平成26年2月18日から施行する。

別表 (第6条関係)

1 業種ごとの掲載基準

業種	基準	表示例
1 人材募集広告	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるものは認めない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。	
2 語学教室等	安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。	1か月で確実にマスターできる等
3 学習塾、予備校等(専門学校を含む。)	(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。 (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容及び施設が不明確なものは掲載しない。	
4 外国大学の日本校	次の趣旨を明確に表示すること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」	
5 資格講座	(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。次の趣旨を明確に表示すること。 「この資格は、国家資格ではありません。」 (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。次の趣旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 (4) 受講費用が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。	
6 病院、診療所、助産所	(1) 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5から第6条の7までの規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。 (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。 (4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。 (5) 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。 (6) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。	
7 施術所(あん摩マツサージ指圧・)	(1) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217	

<p>はり・きゅう・柔道 整復)</p>	<p>号) 第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。 (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。</p>	
<p>8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療器具(健康器具、コンタクトレンズ等)</p>	<p>広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。</p>	
<p>9 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品</p>	<p>広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。</p>	
<p>10 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等</p>	<p>(1) サービス全般(老人保健施設を除く。) ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。 イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。 (2) 有料老人ホーム(前号に定めるものを除く。) ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は全て表示すること。 イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成16年度公正取引委員会告示第3号)」に抵触しないこと。 (3) 有料老人ホーム等の紹介業 ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>	<p>始良市事業受託事業者等</p>
<p>11 墓地等</p>	<p>市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。</p>	
<p>12 不動産事業</p>	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。 (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。 (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。 (4) 契約を急がせる表示は掲載しない。</p>	<p>早い者勝ち、残り戸</p>

		数あとわずか等
13 弁護士・税理士・公認会計士等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的事業内容等に限定する。	
14 旅行業	(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。 (2) 不当表示に注意する。	白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等
15 通信販売業	返品等に関する規定が明確に表示されていること。	
16 雑誌・週刊誌等	(1) 適正な品位を保った広告であること。 (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。 (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写真)がないものであること。 (4) 犯罪被害者(特に性犯罪者や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。 (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。 (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。 (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。	
17 映画・興行等	(1) 暴力、賭博、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。 (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。 (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。 (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。 (5) ショッキングなデザインは使用しない。 (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。	
18 古物商・リサイクルショップ等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。 (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。	回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など
19 結婚相談所・交際紹介業	(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること(加盟証明書が必要)を明記する。 (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。	
20 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。	

<p>21 募金等</p>	<p>(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 次の主旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」</p>	
<p>22 質屋・チケット等再販売業</p>	<p>(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。</p>	<p>〇〇バッグ50,000円、航空券 鹿児島～東京15,000円等</p>
<p>23 トランクルーム及び貸し収納業者</p>	<p>(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。 (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、次の主旨を明確に表示すること。 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等</p>	
<p>24 ダイヤルサービス</p>	<p>各種のダイヤルサービスは内容を確認の上、判断する。</p>	
<p>25 ウィークリーマンション等</p>	<p>営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p>	
<p>26 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告</p>	<p>本基準第4条で定める規制業種に該当する企業による規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。</p>	
<p>27 その他表示について注意を要すること</p>	<p>(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 (2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。 (3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。 (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。 (5) 肖像権・著者権 無断使用がないか確認する。 (6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり） (7) 個人輸入代行業等の個人営業広告 (8) アルコール飲料 ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 イ 飲酒を誘発するような表現の禁止</p>	<p>「メーカー希望小売価格の30%引き」等 「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等 「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等 「お酒は20歳を過ぎてから」等 お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等</p>

2 広告媒体ごとの掲載基準

- (1) 屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定される屋外広告物をいう。）の内容及びデザインについては、当該広告物を掲出する地域の特性に配慮するとともに、周辺の風致美観を著しく阻害するものであってはならない。
 - (2) 市のホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。
-